

京都府薬剤師会「休日、夜間開局時間外調剤対応等薬局機能一覧」、「在宅医療が行える薬局一覧（開局時間外対応を含む）」、「災害・新興感染症発生時対応薬局一覧」  
登録及び掲載規約

一般社団法人 京都府薬剤師会  
制定 令和6年9月9日

一般社団法人京都府薬剤師会（以下「本会」と称する。）は、本会が地域医療を確保する目的にてホームページに掲載する「休日、夜間開局時間外調剤対応等薬局機能一覧」、「在宅医療が行える薬局一覧（開局時間外対応を含む）」、「災害・新興感染症発生時対応薬局一覧」（以下「各種薬局一覧」と称する。）に薬局が登録される件に関し、本各種薬局一覧の登録及び掲載規約（以下「本規約」と称する。）を以下のとおり定めます。

### 第1条 本規約の適用範囲

本規約は、本会および本各種薬局一覧への被登録薬局に適用されます。

### 第2条 各種薬局一覧

各種薬局一覧とは、地域医療を確保する目的にて、本会が「休日、夜間開局時間外調剤対応等薬局機能一覧」、「在宅医療が行える薬局一覧（開局時間外対応を含む）」、「災害・新興感染症発生時対応薬局一覧」を作成し本会ホームページに掲載することにより、地域の住民、行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等が閲覧可能な一覧をいいます。

### 第3条 登録制限

本各種薬局一覧の登録は京都府内の薬局に限らせていただきます。

### 第4条 本会による各種薬局一覧の登録

#### 1. 新規登録

新規登録は隨時行えます。所定のグーグルフォームから本会に申し込みください。申し込み後、所定の手続きを終えた後、速やかに掲載いたしますので掲載内容の確認を行って下さい。

#### 2. 修正及び削除

修正及び削除は隨時行えます。修正及び削除依頼は専用のメールアドレスにて受け付けます。下記①～⑤を明記の上申し込みください。

専用メールアドレス [haisou@kyotofuyaku.or.jp](mailto:haisou@kyotofuyaku.or.jp)

- ① 保険薬局コード（7桁）※
- ② 薬局名
- ③ 変更箇所・変更内容
- ④ 担当者名と電話番号
- ⑤ 地域（各名簿の一覧より確認）

※ 各地方厚生局長から保険医療機関（保険薬局）の指定を受けた施設に付与されている保険医療機関コード（7桁）

### 3. 登録及び掲載の継続

毎年2月末日までに名簿登録薬局からの登録削除の申し出がないときは、4月よりさらに1年間名簿掲載の登録及び掲載を継続するものとし、以後同様と致します。

## 第5条 登録及び掲載事務手数料

1. 薬局薬剤師部会費（施設）を納入している本会正会員又は賛助会員・・・無料
2. 上記以外 ・・・ 36,000円／年+消費税

1名簿以上の登録及び掲載について上記金額といたします。期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、以後も毎年同金額といたします。ただし、期間の途中から登録及び掲載する場合も上記金額が発生します。既納の登録及び掲載事務手数料につきましては、これを返還しません。

## 第6条 禁止事項

各種薬局一覧を登録するに当たって、以下の行為は禁止いたします。

1. 虚偽の内容を含んだ情報の登録
2. 各種薬局一覧を不当に妨害する行為と、またはその恐れがある行為
3. 他の登録者もしくは第三者に対し、その権利を侵害し、損害を与えること、またはその恐れがある行為
4. 前各号のほか、本会が不適切と判断する行為

## 第7条 薬局登録の抹消

1. 第3条及び第5条の規定にかかわらず、被登録薬局が本規約に違反したと本会が判断した場合、あるいは第6条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合、若しくは本規約に同意してない場合は事前の通告なく登録を抹消することがあります。
2. 薬局登録の抹消は、薬局薬剤師部会評議員会の議を経なければならないこととします。

## 第8条 各種薬局一覧の掲載停止

本会は、サーバーの保守点検時および緊急にホームページ及びクラウドストレージを停止せざるを得ないとき、事前の通告なしに、一時的に本各種薬局一覧の掲載を停止することができます。

## 第9条 損害賠償請求

被登録薬局又は第三者によって権限なく登録した情報により、本会が損害を被ったときは、この損害について損害賠償請求を行うことが出来ます。

## 第10条 免責事項

1. 被登録薬局が登録した情報により、他者に迷惑または損害を与えた場合は、当事者どうしの責任において解決するものとし、本会は一切責任を負わないものとします。
2. 被登録薬局及び閲覧者が、前条の事態または通信環境の不具合等が原因で、本各種薬局一覧を利用できなかったことにより何らかの不都合または損害が生じた場合においても、本会は一切責任を負わないものとします。

#### 第 11 条 その他

1. 本会は、被登録薬局に本会ウェブサイト等で通知することにより、本規約を変更できるものとします。
2. 本各種薬局一覧の登録に関して、本規約に定めのない事項について問題が生じた場合は当事者間で誠意をもって話し合い、解決に当たるものとします。
3. 本各種薬局一覧の登録に関して、当事者間の話し合いで解決できない紛争が生じた場合は本会所在地を管轄する裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

#### 第 12 条 改廃

この規約の改廃は、薬局薬剤師部会評議員会の議を経なければならないこととします。

#### 附則

1. この規約は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。
2. この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正施行します。
3. この規約は、令和 7 年 1 2 月 1 9 日から一部改正施行します。